

継続検討品目群(資材)

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

令和2年度版

提案品目名		品目概要	分類	検討結果
個別品目名	統合品目名			理由等
溶融スラグ混入路盤材	溶融スラグ混入路盤材	一般廃棄物や下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融処理する際に、副産物として溶融スラグが発生する。 この溶融スラグに破碎・分級等の処理を施したもので、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」に規定される品質を満足する、道路等で使用する舗装用の路盤材である。	継続検討 EQS (C)	<p>○本品目については、統合品目「溶融スラグ混入路盤材」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の定量評価において試算が明確でない ・実環境で使用された場合の有害物の溶出及び長期的な溶出の環境影響の確認が必要 <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融スラグを用いた構造物の国等の基準が未整備 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の安定的生産・供給体制が不明確 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
溶融スラグ混入アスファルト混合物	溶融スラグ混入アスファルト混合物	一般廃棄物や下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融処理する際に、副産物として溶融スラグが発生する。 この溶融スラグを破碎・分級等の処理により骨材化し、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」に規定される品質を満足することが確認されたものを、粗骨材及び細骨材の一部として用いたアスファルト混合物である。	継続検討 EQS (C)	<p>○本品目については、統合品目「溶融スラグ混入アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融スラグを用いた構造物の国等の基準が未整備 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
土工用溶融スラグ	土工用溶融スラグ	一般廃棄物や下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融処理する際に、副産物として溶融スラグが発生する。 この溶融スラグに破碎・分級等の処理を施して、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」に規定される品質を満足することが確認されたものを、主に盛土材や埋戻し材として使用するものである。	継続検討 EQS (C)	<p>○本品目については、統合品目「土工用溶融スラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の定量評価において試算が明確でない。 <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融スラグを用いた構造物の国等の基準が未整備 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の安定的生産・供給体制が不明確 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>

エコミックス	再生常温アスファルト混合物	従来、加熱アスファルト混合物に使われていたリサイクル材料を常温アスファルト混合物に使用したものである。リサイクル材料を50%以上使用することによって、エコマーク認定を得ている。リサイクル材料を使っていることから、通常の常温アスファルト混合物に比べて二酸化炭素排出量削減に寄与できる。	継続検討 EQS (C)	<p>○本品目については、統合品目「再生常温アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の定量評価において試算が明確でない ・再リサイクル性の検討が必要。 <p>②JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熔融スラグを用いた構造物の国等の基準が未整備 ・施工後の耐久性等が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の安定的生産・供給体制が不明確 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
鋼構造物用水性重防食塗料	構造物用水性塗料	<p>光化学オキシダント（スモッグ）注意報は毎年発令されており、他の大気汚染物質と比べても環境基準の達成状況は極めて低い。そのため、オキシダント生成の原因の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減する必要がある。国内で排出されるVOCで最も多いものは塗料からであり、全体の約4割を占めるため塗料から排出されるVOCの削減が急務となっており、塗料の水性化を促進する必要がある。</p> <p>建築資材のライン塗装については水性化率が比較的高いものの、橋梁やプラント等の鋼構造物用の重防食塗料については水性化率は非常に低い。</p> <p>そこで、塗料からのVOC排出量を削減するためVOCを含まない水性の重防食塗料を提案する。</p>	継続検討 QSC	<p>○本品目については、統合品目「構造物用水性塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常品と同等の施工性及び品質が確保されるか確認が必要 ・施工後の長期耐久性について確認が必要 <p>②特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の安定的生産・供給体制が不明確 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>